

○財務省令第六十二号

たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）第十条第四項及び第二十八条第四項の規定に基づき、たばこ耕作組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

財務大臣 鈴木 俊一

たばこ耕作組合法施行規則の一部を改正する省令

たばこ耕作組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（議決権に係る情報通信の技術を利用する方法） 第一条の二 「略」 一 「略」 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	（議決権に係る情報通信の技術を利用する方法） 第一条の二 「同上」 一 「同上」 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

備考 表中の「」の記載は注記である。	(監事の意見書に係る電磁的記録) 第一条の四 法第二十八条第四項の財務省令で定めるものは、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
	(監事の意見書に係る電磁的記録) 第一条の四 法第二十八条第四項の財務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。